

高城児童会館の移転整備等について

1 移転整備（運営面のリニューアル）について

現在、老朽化した高城児童会館を令和7年6月に市営日の出住宅跡地へ移転建替するため、令和6年1月から始まる建替工事の契約手続きを進めているところです。

新たな施設には遊戯室、学習室、集会室などの既存施設に備わる機能のほか、一時預かり保育室や面談室、生活支援スペース、広場などを備えており、子供たちを取り巻く環境変化に伴う今日的な課題に対応でき、多様な居場所として展開できる仕様としています。

既存の高城児童会館では、長年、小学生に対しては遊びを通じた健全育成の場として、未就学児童やその保護者に対しては育児教室などを通じた交流の場として、地域で親しんで利用いただいておりますが、子供を取り巻く環境の変化は著しく、子供やその保護者が孤独・孤立化しやすい状況で、児童虐待対応件数の増加や不登校児童数の増加などは喫緊の課題となっています。

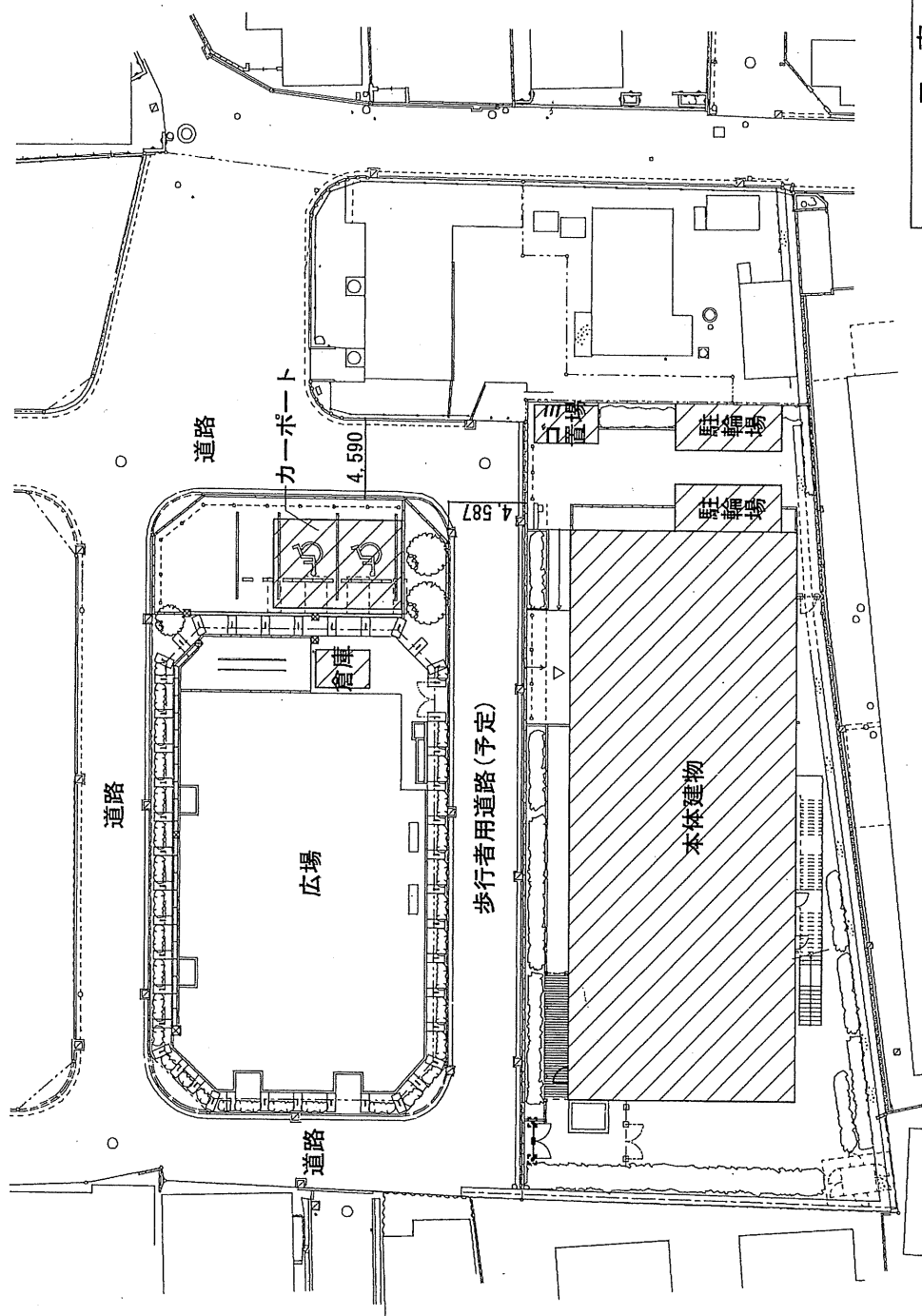
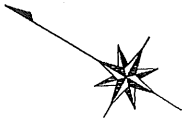
これらを踏まえ、新たな施設では運営手法をモデル化し、「すべての子供とその家族に寄り添い続け、成長を育む児童館」としてリニューアルしようとするものです。

2 主な内容

- (1) 吹田市立高城児童会館移転後の名称を吹田市立日の出町児童センターに変更するとともに、所在地を変更します。
- (2) 事業内容について、自習学習及び学習支援に関すること、不登校児童等の居場所づくりに関すること、児童及びその保護者からの相談に関することを追加するとともに、地域交流に対する支援に関する事業の実施を可能とすることとします。
- (3) 使用者の範囲について、これまで小学生までとされていたものを、高校生までの受入れを可能とすることとします。
- (4) 開館時間を柔軟化（夜間開館の実施、毎日開館の見直しなど）します。
- (5) 民間事業者が持つ専門的な知識・経験の活用や職員体制の充実を図る観点から、指定管理者制度を導入します。

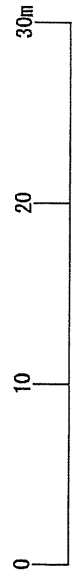
3 今後の対応

- (1) 吹田市立児童会館条例及び同条例施行規則について、移転整備に係る必要な改正に加え、児童館の機能強化等に関する改正を行います。
- (2) 上記の改正内容及び指定管理者制度の導入について、パブリックコメントを実施します。
(意見聴取期間 令和5年12月1日から令和6年1月4日まで)

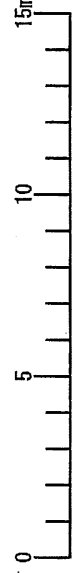
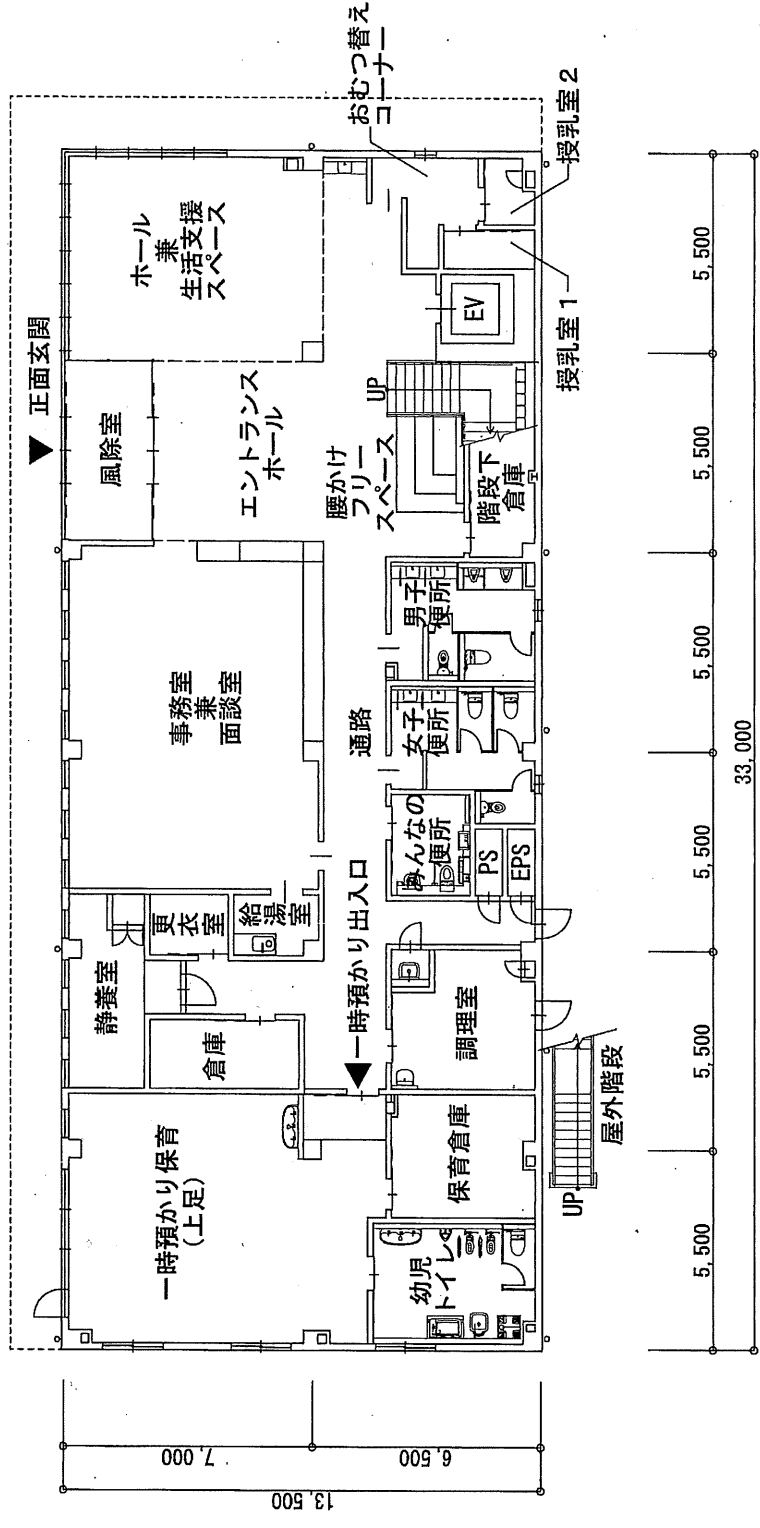
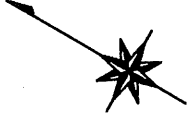


工事概要	
構造	鉄骨造 地上2階
延床面積	935.12㎡
工事内容	児童センター新築工事

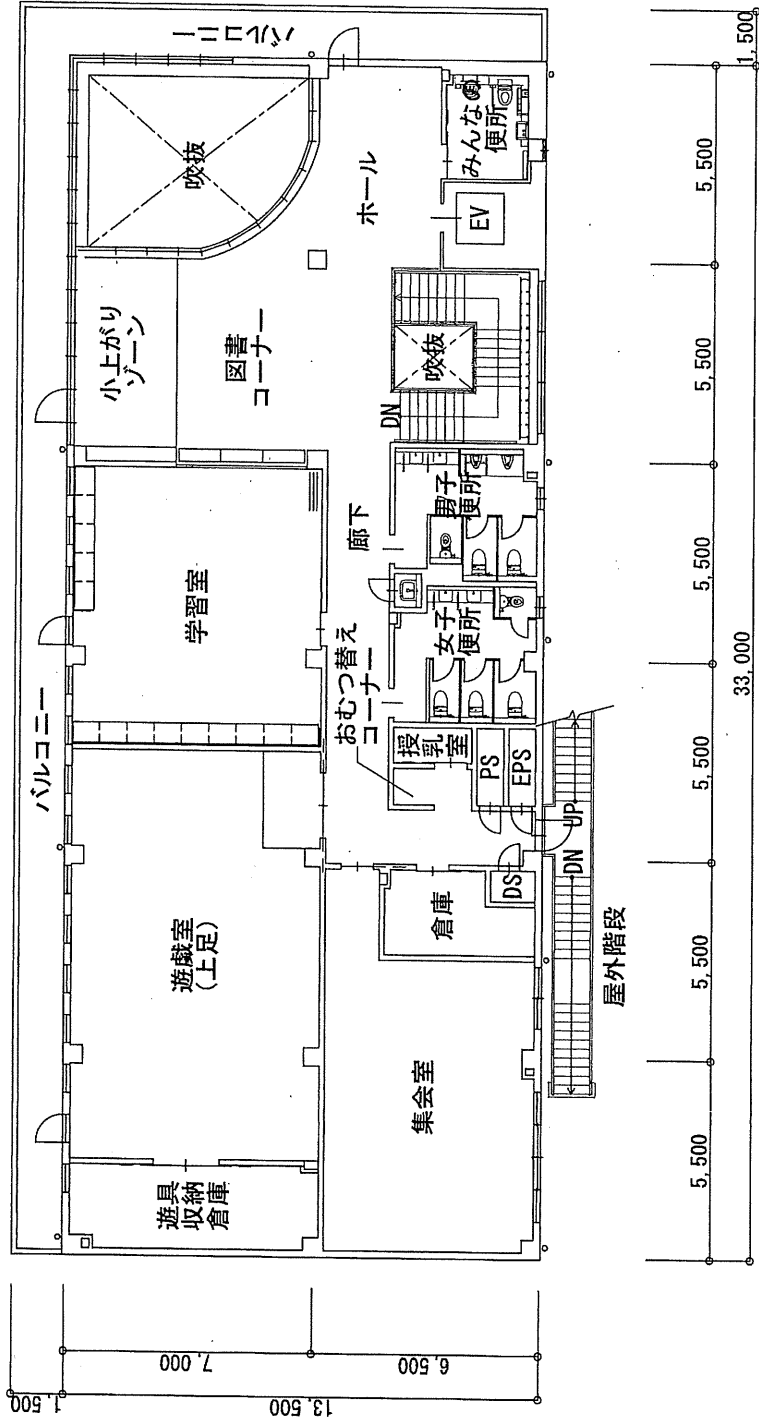
凡例
 : 建物部分を示す



配置図 1/400



1階平面図 1/200



2階平面図 1/200